

第二十四条の二第二項中「号給」の下に「(再任用職員にあつては、職務の級)」を加える。
第二十五条の次に次の一条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第二十五条の二 第十四条から第十五条の二まで、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

第二十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から二十二時間までの範囲内で、県の教育委員会が定める。

第二十八条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、市町村の教育委員会は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。

第二十八条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第二十八条の三第二項中「八日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

附則第七項第二号中「において、」の下に「第八条の規定の適用を受ける職員又は」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	278,500	413,300
	2	150,600	166,600	292,500	422,400
	3	157,100	175,000	306,700	431,100
	4	164,400	184,200	320,900	439,800
	5	172,500	195,300	335,000	448,200
	6	181,700	202,500	348,600	456,200
	7	191,800	210,100	359,100	464,100
	8	198,700	217,900	369,500	471,500
	9	205,900	226,100	379,900	478,700
	10	212,800	237,600	389,000	485,600
	11	219,800	249,800	397,700	492,800
	12	227,100	262,000	406,100	500,100
	13	234,900	275,000	414,400	506,800
	14	242,500	288,200	422,200	512,100
	15	249,700	301,700	429,900	516,200
再任 用職 員以 外の 職員	16	256,900	315,700	437,300	
	17	263,700	329,700	444,300	
	18	270,300	342,700	451,000	
	19	276,900	352,900	457,700	
	20	282,900	362,900	463,800	
	21	288,300	372,900	469,300	
	22	293,400	381,400	474,100	
	23	298,200	389,800	478,400	
	24	302,500	397,600	482,200	
	25	305,900	404,700	485,400	
	26	309,300	411,200	488,400	
	27	312,700	417,000		
	28	315,200	422,400		
	29	317,000	427,400		
	30	318,800	432,300		
	31	320,600	437,100		
	32	322,400	441,300		
	33	324,300	445,500		
	34		449,700		
	35		453,300		
	36		455,900		
再任用 職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考 1 この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第五条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300
	2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600
	3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100
	4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800
	5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500
	6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200
	7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300
	8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100
	9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800
	10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400
再任用職員 以外の 職員	11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000
	12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600
	13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600
	14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700
	15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700
	16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600
	17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500
	18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400
	19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300
	20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000
	21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800
	22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700	
23			308,700	364,100	385,600	426,300			
24			310,700	366,400	388,200	429,900			
25			312,700	368,800	390,900				
26			314,600	371,100	393,700				
27			316,500	373,400					
28			318,500	375,800					
29			320,500						
30			322,500						
31			324,500						
32			326,500						
再任用 職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

別表第三 (第五条関係)

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	211,100	235,700	273,500
	2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200
	3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900
	4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800
	5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700
	6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600
	7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700
	8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600
	9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300
	10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800
	11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100
	12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800
	13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600
	14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600
	15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800
	16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800
	17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500
	18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200
	19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100
	20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700
	21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200
	22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700
	23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300
	24		304,300	365,600	389,900	
	25		306,100	367,900	392,300	
	26		307,900	370,000	394,900	
	27		309,800	372,100	397,700	
	28		311,700	374,300		
	29			376,500		
	30			378,900		
再任用 職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「要するもの」()の下に「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を加える。

第四条第一項及び第五条第一項中「期限若しくは」を「期限又は」に改め、「又は同条例第五条第一項の任期若しくは同条例第二項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第十条第一項中「地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職し、又は職員の定年等に関する条例第四条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同条例第五条第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。)並びに」を削り、同条第三項、第五項及び第六項中「再任用職員等及び」を削り、同条第七項及び第八項中「(再任用職員等を除く。)」を削る。

(市町村立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 市町村立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村立学校職員の給与等に関する条例」の下に「(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)」を、「職員」()の下に「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。」を加え、「因る」を「よる」に改める。

第三条中「外、職員の退職手当に関する条例の規定を準用する」を「ほか、県立学校職員の例による」に改める。

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

第五条 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という)を「職員(企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。以下同じ)」に改める。

第六条第二項中「の勤務時間」の下に「(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 再任用短時間勤務職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が四十時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

第十条第一項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第十三条第四項中「(地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職し、又は職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第四条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同条例第五条第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者を除く。)」を削る。

第十三条の六の次に次の一条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第十三条の七 第二条の三、第三条、第三条の三、第四条の二、第五条の二、第五条の三、第十二条及び第十三条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第六条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二十八条の三並びに第二十八条の四第一項及び第二項」を「及び第二十八条の三」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附則第二項中「。以下「改正法」という。」を削る。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び」を削り、同条第二項第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)

二 非常勤職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「非常勤職員」の下に（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を加える。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第三条第三項中「四十時間」の下に「（再任用短時間勤務職員にあっては、前条第二項の規定に基づき定める時間）」を加える。

第四条第二項中「八日」の下に「（再任用短時間勤務職員にあっては、八日以上）」を加える。

第八条第一項中「四十時間」の下に「（再任用短時間勤務職員にあっては、同条第二項の規定に基づき定める時間）」を加える。

第十二条第一項中「二十日」の下に「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）」を加える。

第十八条の見出し中「臨時」を「臨時の職員」に改め、同条中「臨時」を「臨時の職員」に改め、「非常勤の職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を、「については」の下に「、第二条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「定めて任用される職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」を加える。

第二条第三項第三号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、市町村立学校職員の給与等に関する条例第二条第一項の改正規定中「常勤の者」の下に「及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定は、公布の日から施行する。

秋田県財政調整基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

秋田県財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(秋田県財政調整基金条例の一部改正)

第一条 秋田県財政調整基金条例(昭和三十九年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「繰り替えて」の下に「運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県社会福祉施設整備基金条例の一部改正)

第二条 秋田県社会福祉施設整備基金条例(昭和三十九年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県中小企業振興基金条例の一部改正)

第三条 秋田県中小企業振興基金条例(昭和三十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第五条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県林業開発基金条例の一部改正)

第四条 秋田県林業開発基金条例(昭和四十一年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県土地開発基金条例の一部改正)

第五条 秋田県土地開発基金条例(昭和四十四年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第五条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部改正)

第六条 秋田県公的医療機関等設備整備基金条例(昭和四十六年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県社会福祉施設職員福利基金条例の一部改正)

第七条 秋田県社会福祉施設職員福利基金条例(昭和四十九年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第五条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当